

# スポーツ法学

川添 丈 (43期)

## 1 はじめに

2008年は北京オリンピックが開催される。現代では、オリンピックやワールドカップ等の大規模国際大会はもちろんのこと、プロ野球、Jリーグ、プロゴルフ、マラソン、スケート、水泳等々、迹日必ずスポーツの話題がメディアを賑わしている。現代社会ではスポーツはきわめて重要な文化であり、国民の重大関心事である。

スポーツの現代社会における比重の高まりに応じて、法律学の世界においても、近年は「スポーツ法学」という新分野が認知されるに至り、1992年には「日本スポーツ法学会」が設立されている。

しかし、多くの会員弁護士にとっては、いまだに「スポーツ法学」の語はなじみが薄く、その具体的な内容をイメージできないのではなかろうか。

そこで、本稿では「スポーツ法学」の特質、スポーツ特有の問題点の指摘、具体的な問題に対するアプローチの一端を紹介する。少しでも多くの会員弁護士に「スポーツ法学」の具体的なイメージを持ってもらえれば幸いである。

## 2 スポーツ法学とは

「スポーツ法学」は、スポーツに関する法を対象とする学問である。一口に「スポーツ」と言つても、その概念は曖昧である。「スポーツ」の定義については、①特定の身体行動による競争、②それを規制する一定の規則、③その実現を目指す特殊な象徴的様式の三つの要素を不可欠とする三要因説はじめ様々な説があるが、現代では次々に新しいスポーツが登場し、「するスポーツ」だけでなく「見るスポーツ」へと「スポーツ」の内容は急速に裾野の広がりを見せている。したがって、「スポーツ法学」の対象もますます広範になってきていくといえる。

では、なぜ「スポーツ法学」という一つの学問分野として研究を必要とするのであろうか。スポーツにはスポーツゆえの特質があるため、法的問題の研究にあたつ

てもそのスポーツの特質を考慮しなければならないのである。

スポーツの特質としては、スポーツが基本的人権の一つであるということがまず挙げられる。憲法13条の幸福追求権に根拠を持つ自由権としてのスポーツ権に加え、健康で文化的な生活を営む権利の一つとして生存権的なスポーツ権も理解することができる。スポーツが憲法で保障された基本的人権の一つであるということは、スポーツに関する法的問題の検討にあたっては十分に考慮されなければならない特質である。

また、スポーツには固有の法が存在するという特質も考慮されなければならない。スポーツには当該スポーツのルールという固有の法が存在する。当該スポーツを管理・統括する団体の協約、規約等も存在する。さらにはフェアプレー精神等のスポーツの理念が存在する。これらはスポーツ界を規律する広義の法であり、スポーツが存続するための不可欠の要素であるから、法的問題を検討するにあたっては考慮されなければならない。

そして、現代社会においてスポーツは一つの重要な文化として高い公共性を有するという特質も考慮されなければならない。国際大会においては代表選手が国を代表して競い、その結果には国民の多くが注目している。また、プロスポーツをはじめ多くのスポーツにおいてはファンの存在を無視することはできない。現代社会においてスポーツは、参加する者のみならず背後の多くの国民にも直接関わる公共性の高い文化であることを忘れてはならないのである。

さらに、多くのスポーツは身体運動や接触を伴い、危険を内在するものであるという特質も存在する。スポーツの場面で発生した事故に関する問題等については、スポーツ自体に内在する危険を考慮することが不可欠であると言えよう。

現在の日本においては、スポーツのみを直接規制対象とする法律はほとんど存在しない。したがって、スポーツに関する法的問題の検討にあたっては、憲法・民法をはじめとする既存の各種法令の解釈適用による解決が必要となる。しかし、その際にはスポーツが有

する特質をどのように考慮するかが重要な問題となるのであり、それが「スポーツ法学」であるといふのである。

## 3 なぜ「スポーツ法学」はあまり議論されてこなかったか

欧米においては早くから「スポーツ法学」の研究は進んでいる。しかし、日本においてはこれまであまり研究、議論が進んでいなかったというのが実情である。スポーツ自体は日本においても古くから親しまれていたのにもかかわらず、なぜ「スポーツ法学」は近年に至るまであまり議論されてこなかったのであらうか。

その理由の一つとしては、まず日本のスポーツは、一部を除いてほとんどが学校教育における「体育」の延長として捉えられてきたことがあると言えるであろう。早くから誕生していたプロ野球でさえその主要な選手供給源は高校野球であり、日本においては近年に至るまでスポーツは高校、大学を中心とした学校体育、その延長ともいえる実業団スポーツが中心であった。そのためスポーツを付随的なものとして捉え、一つの独立した権利として認識し、スポーツ自体の存在価値を認めることに十分ではなかったと思われる。

さらに、スポーツにおいて尊重されるスポーツマンシップ、フェアプレーの精神が強調されるあまり不満や抗議を潔しとしない風潮も見受けられ、またいわゆる「体育会的」な上下関係に基づく絶対的服従の影響から、スポーツ選手が権利主張をすることを良しとしない風潮も見受けられた。これらは、長らく支配的であったオリンピックのアマチュアリズムの影響によりスポーツ選手が金銭的な権利主張をすること自体を認めない風潮ともいって、スポーツ界における法的問題が表面化していく社会を築いてきたと言えるであろう。

また、スポーツの多くは統一ルールの下での競争を本質とするものであるため、統一団体によって管理される場合が多く、当該団体が広範な権限を有し、絶対的な権限を保持している場合が多い。そのようなスポーツ界では、一選手がひとたび当該団体に対して不満や異議を述べれば、当該団体から処分され、選手生命

の危機に直面する可能性があるため、権利主張を自ら抑制する体質が存在していたとも言えるであろう。

このような伝統的な日本のスポーツ界においては、法的な問題は具体的な問題として表面化せず、スポーツに関する問題を法的問題として議論する素地がなかなか形成されてこなかった。しかし、現代では競技レベルの向上、各種スポーツのプロ化に加え、情報伝達手段の多様化、双方向化による「見る者」(ファン)の存在の顕在化、各種組織の運営におけるコンプライアンス意識の向上等々の社会の変化によって、遅ればせながらスポーツにおける「法の支配」の意識も高まり、スポーツ界に生じる問題を法的な問題として認識するようになってきたと言える。

## 4 スポーツ法学における具体的な問題

以下では、スポーツ法学において議論されている主要な問題のいくつかを紹介する。紙幅の関係で議論の詳細は紹介できないが、問題提起と問題に対するアプローチの一端を紹介することによってスポーツ法学のイメージを形成する一助としてもらいたい。

### (1) スポーツ事故

スポーツ中の事故に関する民事、刑事上の責任については古くから議論されてきている。そこでは、過失の有無、安全配慮義務の内容、違法性阻却等が問題とされる。

しかし、スポーツは身体行動をその本質的内容とするため、とともに危険を内在する場合が多い。格闘技をはじめ、身体的接触を伴うスポーツを考えればそのことは明らかである。そのようなスポーツにおいて発生した事故においては、何をもって過失、安全配慮義務違反と捉えるか、何をもって違法性が阻却されるかを考えるのか、当該スポーツのルール、実態を考慮せばには判断できない。しかもルールに対する軽微な違反でも直ちに法的責任を認めるべきなのか、その限界は必ずしも一概的に明確ではない。当該スポーツでは、どこまでが予定された範囲であり、容認すべき範囲なのか等、当該スポーツにおける慣習も含めた固有法を無視した判断はできない問

題である。

#### (2) 制裁・処分

スポーツにおいては、ルール違反に対する制裁・処分が必ず存在する。とくに勝敗・優劣を競うスポーツにおいては不正な方法で勝利を得ようとするドーピングが大きな問題として存在し、ドーピングに対して厳しい処分がなされている。

これらの制裁・処分は当該スポーツを統括する団体によってなされる場合が多いが、その手続の正当性、内容の相当性が検証されなければならない。スポーツ団体の中には十分な不服申立手段が存在しない場合もあるが、制裁・処分は、それを受けた選手に多大な不利益を強いいるものであるため、決して恣意的であってはならず、適正手続が保障されなければならぬ。現代社会においてはスポーツは重要な文化であり、決して参加する者だけにとどまらずに社会全体と関係する公共性の高いものであるから、スポーツ選手に対する制裁・処分についても法的観点から十分な検討が必要である。

#### (3) プロスポーツの組織

現代では各種スポーツのプロ化が進んでいる。プロ化にあたっては、当然一つの事業、ビジネスモデルとして成立させるために組織、制度の構築が不可欠である。日本のプロスポーツとして早くから構築された組織の典型としてはプロ野球があるが、プロ野球においては野球協約という基本的な規範に基づいて組織が構築されている。そして、「野球協約は球界の憲法である」などと言われるように、プロ野球の世界では野球協約は所与の前提として、その内容は絶対であるかのように言われることもある。

しかし、プロ野球といえども日本社会の一構成部分であるから、現行法令の適用を受けることは当然であり、国家法との整合性が問題となる。野球協約は、プロ野球という事業を共同で営む構成球団が共同事業の形態を定めた契約であるから一種の総合的集合契約であると言われている。そうであれば、共同事業者間で締結した総合的集合契約によって、どこまで関係者の権利を制約できるのかという法的問

題が生じる。ドラフト、トレード、保留権、等々の野球協約で定められた各種制度が、現行法令に照らして問題がないのかが常に問題となるのである。

#### (4) ドラフト

例えばドラフト制度は、特定の新人選手との交渉権を球団間の選択会議によって一球団のみに認め、他の球団には交渉権を認めない制度である。新人選手側から見れば希望する球団との交渉の自由が奪われるものであり、職業選択の自由を制約するものであると言われる。

ドラフト制度は球団間の戦力均衡、自由競争による契約金や選手年俸の高騰抑制を目的とするものなどと言われているが、職業選択の自由という選手の基本的人権を制約する制度として、はたしてこの目的が正当なものか否か、目的が正当であるとしても目的達成のための手段として合理性を有し相当なものか否かは、法的な検討が必要である。

#### (5) トレード

野球協約第13章では「選手契約の譲渡」としていわゆるトレードを定めている。そこでは、球団が他の球団に選手契約を譲渡（トレード）できると定められているが、譲渡にあたって個別に選手の同意は必要とされていない。選手は「統一契約書」という全球団の統一書式の契約書によって選手契約を締結しなければならないが、その中でトレードについては事前に包括的に同意することになっているだけである。

このトレードについての事前の包括的同意については、雇用契約上の権利の譲渡にあたり労働者の承諾を要求した民法625条1項違反であるとする考え方、選手契約締結にあたりトレードについて事前に包括的な同意をさせる内容を含む統一契約書を使用することは優越的地位の濫用にあたり独禁法違反であるとする考え方、選手の職業選択の自由に対する不当な制限であるとして民法90条の公序良俗違反であるとする考え方等の強い批判がなされており、十分な検討が必要な制度であると言える。

#### (6) 保留選手制度

野球協約第9章では「保留選手」について定めており、球団が選手契約を更新したい選手について権利を留保する制度を定めている。球団から保留選手として名簿に登載されると、当該選手は契約更新を拒否した場合には最終的に任意引退選手としてプロ野球界からの引退を余儀なくされ、さらには復帰する際にも当該球団への復帰が強制されることになる。

このような球団の選手への強い拘束力を認める保留選手制度についても、選手の職業選択の自由に対して不当に厳しい制約を加えるものではないかとして強い疑問が呈されており、違法性の有無については十分な検証が必要である。

#### (7) 肖像権・パブリシティ権

近年は多くのスポーツ選手が番組やCMに登場し、スポーツ選手の肖像を利用したゲームソフトやグッズ等も大量に販売されている。そこでは、商品価値やイメージを高め、集客力を高めるためにスポーツ選手の肖像が利用されている。

スポーツ選手の肖像の利用を許諾する権利はどこにあるのかに関する解釈は、すぐれて法的な問題である。プロ野球やJリーグでは統一契約書やJリーグ規約で肖像権に関する規定が置かれ、権利は「すべて球団に帰属する」（プロ野球統一契約書第16条）、あるいは選手は「何ら権利を有するものではない」（Jリーグ規約第97条1項）などと定められている。しかし、肖像権が選手個人の人格権であることを考えれば、これら条項を字義どおり解釈すべきかについては疑問があり、法的解釈の検討が必要である。

**5 スポーツに関する紛争解決手段と事例の蓄積**  
スポーツ法学の発展のためには、上記のような種々の問題点について判例等の紛争解決事例の蓄積が不可欠である。しかし、これまでの日本においてはいまだに十分な事例が蓄積されていない。

その理由の一つは、上述のとおり、これまでの日本においてはスポーツに関する紛争が表面化しにくい体质が存在していたということにもあると思われる。

また、そもそもスポーツに関する紛争が裁判による解決になじまないのではないかということも挙げられる。スポーツに関する紛争の中には「法律上の争訟」といえるか疑問な場合も多いえ、迅速な解決が強く求められるため長期にわたる裁判によっては実質的解決が期待できない事例も多いからである。さらには、仮に裁判による解決を求めて、「部分社会の法理」によつて司法審査の対象とならないとされるおそれもある。

しかし、近年では、各種ADR機関が設置され、2003年4月には日本スポーツ仲裁機構（JSAA）も設立された。いまだJSAAの仲裁事例は多くはないものの、今後ますます活発な利用が期待される。また、裁判の迅速化も進んでいるうえ、「部分社会の法理」についても、スポーツの公共性の高さを考慮すればもはやスポーツ界を「部分社会」と言い切ることはできず、裁判所による積極的な司法判断も期待される。

そこで今後は、より多くの弁護士が「スポーツ法学」への理解を深め、スポーツに関する紛争解決事例を蓄積させていくことが必要であろう。そして、紛争解決事例の蓄積とその研究こそが、さらなる「スポーツ法学」の発展につながるのである。